

2021年1月7日付 緊急事態宣言発令による特別対応

定期利用の解約・お休みの取り扱いについて

2021年1月7日付 緊急事態宣言発令により、学校休校・テレワークにより駐輪場を利用しない方(定期利用)は、特例として下記のとおり**解約返金・お休み扱い**の受付をいたします。詳しくは、下記をご覧ください。

1月分定期の解約・返金について

- 申請期限** **2021年1月19日(火)まで** ※各駐輪場の窓口営業終了時間まで
- 対象** 1月分定期をご購入済で、
1月1日以降1度も駐輪場を利用していない方
- 必要書類等** ○定期カード
○1月分定期利用シール
- 注意事項**
- ・1月1日以降、駐輪場を利用した場合は解約・返金できません。
 - ・申請期限までにお申し出がない場合は、解約・返金できません。
 - ・駐輪場に自転車を置いたままの場合は、解約・返金できません。
 - ・1月分定期のお休み扱いをご希望の際は、以下「お休み扱い」の取り扱いについてをご覧ください。

お休み扱い(区画確保)について

- 申請期限** **2021年1月31日(日)まで** ※各駐輪場の窓口営業終了時間まで
- 対象** お休み扱い希望月の前月まで定期を購入済で、
お休み期間中に駐輪場を利用しない(駐輪しない)方
- お休み期間** **緊急事態宣言が解除された日の属する月末まで**
- 必要書類等** ○定期カード
○手数料(500円)※高校生以下の学生の場合は免除
- 注意事項**
- ・駐輪場に自転車・バイクを駐輪したままの場合はお休み扱いは適用できません。
 - ・申請期限にお申し出がない場合は、お休み扱いは申請できません。
 - ・**緊急事態宣言が解除された日の翌月分の定期を購入されない場合、解約となります。**
 - ・解約後、定期利用を再開する場合は、改めて新規申込手続きおよび手数料(500円)が必要となります。
 - ・お支払いいただいた手数料(500円)は返金できません。